



法人向け定期保険等に係る税務取扱いのご案内

令和元年7月8日以後の契約に係る保険料について、法人契約のお客さまに下記の税務取扱いが適用されます。

●支払保険料の経理処理(定期保険および第三分野保険)について

関係法令:法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2

保険契約ごとの最高解約返戻率に応じて、資産計上期間・資産計上額・資産計上額の取崩期間が決まります。

区分	最高解約返戻率	損金算入割合	資産計上期間	全額損金算入となる期間	
				うち、資産計上額の取崩期間	
A	50%以下	全額損金	なし	契約日から契約満了まで	
B	50%超～70%以下*	60%損金	契約日から保険期間の当初4割相当の期間まで	資産計上期間経過後から契約満了まで	
C	70%超～85%以下	40%損金		保険期間の3/4の期間経過後から契約満了まで	
D	85%超	・契約日から10年目まで $100\% - (\text{最高解約返戻率} \times 0.9)$ ・契約日から10年経過後 $100\% - (\text{最高解約返戻率} \times 0.7)$	①から③のいずれかの期間 ① 契約日から最高解約返戻率となる期間まで ② ①の期間経過後において 「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が7割超となる期間がある場合は、契約日からその期間の終わりまで ③ ①または②の期間が5年未満の場合は、5年間(保険期間が10年未満の場合は、保険期間の1/2の期間)	資産計上期間経過後から契約満了まで 解約返戻金額が最も高い金額となる期間(その期間が複数ある場合は、最も遅い期間。左記③に該当する場合は③の期間)経過後から契約満了まで	

*最高解約返戻率が50%超70%以下で、エヌエヌ生命およびエヌエヌ生命以外のご契約を含め1被保険者あたりの年換算保険料相当額が30万円以下となる契約については、全額損金算入となります。

※年換算保険料相当額とは、支払保険料の総額を保険期間の年数で割った金額となります。

※保険期間が終身の第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とみなします。

※解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険については、別途ルールが定められています。詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

区分A 経理処理イメージ



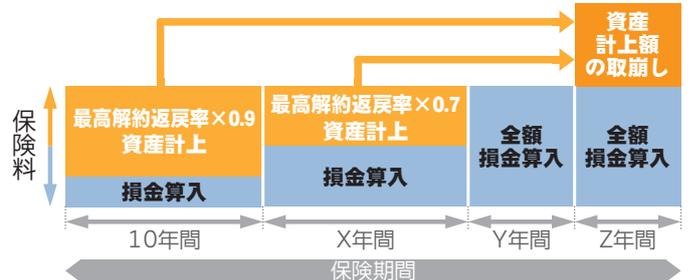
区分B 経理処理イメージ



区分C 経理処理イメージ



区分D 経理処理イメージ



・この資料は一般的な情報提供を目的としたものであり、生命保険商品の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。また、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

・税務については、資料作成日現在施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な経理処理を行う場合は、税理士などの専門家、または所轄税務署にご相談ください。

【資料作成】

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12

渋谷スクランブルスクエア 44F

Tel:03-6892-1986

<https://www.nnlife.co.jp>

【お問い合わせ先】